

令和4年第7回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和4年7月26日（火）第7回鹿沼市農業委員会総会を市民情報センターにおいて開催した。

出席委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	6番 川 田 武 雄
7番 荻 原 俊 彦	8番 吉 高 神 勇	9番 廣 田 和 世
10番 奈 良 茂 男	11番 江 俣 伸 一	12番 奈良部 繁 雄
13番 安 生 芳 子	14番 鈴 木 克 男	15番 神 山 卓 也
16番 廣 瀬 博	17番 大 森 用 子	18番 青 木 正 好

(18名)

欠席委員

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇 賀 神 崇
	主 査 田 野 井 要 一	主 事 渡 邊 恵 梨 子

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎事務局長は、開会に先立ち、議案書6ページ4番の件について、地目及び地積並びに権利関係の修正を、6番の件について、権利関係の修正を依頼した。

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前10時00分、第7回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

8番 吉高神 勇 委員、16番 廣 瀬 博 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買6件、交換1件、合計7件の許可申請が提出されました。

別添の「農地法第3条調査書」に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている「農地法第3条第2項の各号」には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎星野哲郎委員 1番と2番は譲受人が同じですので併せてご説明いたします。1番は下沢の畑、2筆、1,767㎡の売買申請になります。場所は鹿沼市立西小学校から北東に約2.5km、大関橋から西に約600mのところ、譲渡人は近くの●●さん、譲受人は下沢の●●さんです。2番は同じく下沢の畑、4筆、2,170㎡の売買申請です。場所は1番の北側に地続きになっているところです。譲渡人は佐野市の●●さんで20年程前にここに住んでいた方です。譲受人は同じく●●さんです。●●さんは昨年暮れに東京から実家にUターンして土日には親の農業を手伝っていて、今回購入する畑は蕎麦を栽培するとのこと。特に問題ないと思いますのでご承認のほどよろしく申し上げます。

◎吉高神 勇委員 3番、村井町の件は、●●さんと●●さんの農地が隣接しておりまして、一方が農地転用を考えて公図を確認したところ、お互いの農地が逆だったことが分かり、今回交換をすることになったものです。●●さん名義の土地を●●さんにして●●さんは引き続き農地として使う。●●さんは農地を転用するというので、議案書9ページに5条届出の報告があります。以上です。

◎安生芳子委員 4番と5番の件は譲受人が同じです。4番は茂呂の●●さんから宇都宮市の●●さんへの売買です。5番は千渡の●●さんから●●さんへの売買です。●●さんは新規就農ということになっていますが農業経験はありまして、面談を行いました。これからも農地を増やしてやっていきたいということですので、問題はありませぬのでご承認をお願いします。

◎廣瀬 博委員 6番と7番について報告します。場所は粕尾小学校の手前300mほどのところを南へ200mくらい行ったところにある養鶏場の隣の田で、まず7番ですが、所有者が●●さんで耕作放棄状態になっていたのですが、これを近くの●●さん、土地改良区の役員などもやっている方ですが、草刈りやトラクターで耕うんしたり面倒を見ていましたが、●●さんから土地を貰ってくれと話がされたようです。そしたらその隣の●●さんもその話を聞いて、うちも農地はいらないので貰って欲しいとなったということで、実はその農地は昔、●●さんの祖父が所有していた農地で、いろいろやってもらった人に分けてあげたものだったので、●●さんも元々うちの土地だった農地が草だらけになっているのは先祖も悲し

むから、値段はいずれにしても買って管理することにしたものです。ぜひご承認いただきたいと思います。

◎議長は、議案第1号について質問を求めた。

◎川田武雄委員 3番と4番です。備考欄に新規就農ということになっていますが、職業欄には農業兼会社役員となっています。新規であれば会社役員だけで良いのではないかと。それと調査書を見ますと機械の能力とか農作業労力とか設備は整っているとなっている。この辺の整合性は取った方が良いと思うが。

◎事務局（渡邊主事） 新規就農となっている点については、農業経験はあるということですが今までご自身で農地は持っていなかったということで、今回初めてご自身の名義で取得されるということですので新規就農ということにさせていただきました。また、機械の件につきましては会社で農機具等を販売していたりしまして、大きな農業機械も所有している状況でして、農地は初めての取得ですが機械は十分に備わっているのです、そのような判断をいたしました。

◎川田武雄委員 分かりました。しかしやはり審議ですから、職業欄の「農業兼」は削除して整合性を取った方が良いと思います。

◎議長は、議案第1号の番号4と5の職業欄を修正することについて諮り、異論が無かったため修正することを決定した。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から7番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、上奈良部町及び下奈良部町における●●さん申請の園芸用土採取及び搬入出路のための一時転用については、周囲を畑と宅地に囲まれた農地です。また、申請地は「農振農用地」に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。2番、上石川における●●申請の園芸用土採取のための一時転用については、東を道路、西と北を畑、南を畑と道路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。3番、南上野町における●●申請の資材置場への転用については、東を畑、西と南を道路、北を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、生活上必要な施設に該当しま

す。4番、南上野町における●●申請の園芸用土採取のための一時転用については、東を畑、西と南を道路、北を畑と宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されませんが、一時的な利用に供するものであります。なお本案件は、土堆積場として使用されていたことから始末書付きとなっております。以上、5条転用4件となります。お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（廣瀬 博委員） ご報告いたします。去る7月19日の火曜日に私廣瀬と吉高神委員、事務局の宇賀神係長、田野井主査で現地調査を行いました。1番については私から、2番3番4番については吉高神委員から報告します。まず1番ですが、県立鹿沼南高校から800mほど北東に行ったところでありまして、上奈良部町と下奈良部町の境のところ。●●さん、●●さん、●●さん、●●さんの土地を一時転用して園芸用土採取販売業の●●さんが土の採取のための賃借権設定をするものです。面積は合計で1,503.81㎡です。先ほど事務局から説明がありましておおり、周りの状況から見ても問題ないと見てまいりました。よろしくお祈いします。

◎現地調査員（吉高神 勇委員） 続きまして、2番の上石川の件は、市立石川小学校から南東へ約1.2kmのところ、賃借権設定による園芸用土採取の一時転用です。近隣は畑地であり問題は無いものと見てまいりました。3番、南上野町の件は、市立みなみ小学校から南へ約900mのところ、賃借権設定による資材置場の転用です。周辺は農地であり周囲の状況から見て問題ないと見てまいりました。4番、南上野町の件は、市立みなみ小学校から東へ約300mのところ、使用賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。近隣は畑地であり問題は無いものと見てまいりましたが、現地には一部に物が置かれたところがあり始末書が必要であると見てまいりました。以上で報告を終わります。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎吉高神 勇委員 1番、上奈良部町の件は、上奈良部町の●●さん、●●さん、●●さん、●●さんから園芸用土採取販売業の●●さんへの賃借権設定による園芸用土採取及びその搬出入路のための一時転用申請です。現地調査員の報告どおり問題ありませんので、ご承認をよろしくお祈いします。

◎江俣伸一委員 2番、上石川の件は、上石川の●●さんから緑町の●●への賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告どおり問題ありませんので、ご承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 3番、南上野町の件は、南上野町の●●さんから南上野町の●●への賃借権設定による資材置場のための転用です。現地調査員の報告どおり問題ありませんので、ご承

認をお願いします。続いて4番、南上野町の件は、南上野町の●●さんから南上野町の●●への使用貸借設定による園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告どおり、これについては始末書付きでご承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から4番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（渡邊主事） 議案第3号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和4年7月8日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書4ページをご覧ください。新規の利用権設定が2件、5筆、5,722㎡となっております。続いて議案書5ページをご覧ください。更新の利用権設定が2件、7筆、18,919㎡となっております。これら合計4件、12筆、面積24,641㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から4番の案件の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第4号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主査） 農政課農政係の星野です。よろしく申し上げます。それでは議案第4号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）」について説明させていただきます。議案書6ページ及び案内図をご覧ください。農政課では全ての申出案件について現地調査を行いました。また、農業振興地域整備促進協議会調査部会では、本日午前、現地調査を行いました。それでは今回除外の申出のあった案件について説明いたします。まず番号1番について説明いたします。見野の●●さん申出の農家住宅敷地拡張です。場所は見野地内の鹿沼市立菊沢西小学校から北西約600mに位置しています。利用予定者は申出人本人で、現在申出地の隣に平成14年に住宅を建築し居住しております。今回、敷地拡張のため自宅に隣接する当該申出地を選定しました。なお今回の変更については、申出地は現地調査の際に既に同目的として利用されており、土地所有者からは始末書が提出されています。面積は1筆で361.67㎡、四方を田に接しています。続いて番号2番について説明いたします。加園の●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は酒野谷地内の出会の森福祉センターから北西へ約1.3kmに位置しています。利用予定者は申出人本人で、土地所有者の●●さんは申出人

の父にあたります。申出人は現在、妻と宇都宮市内のアパートに同居していますが、実家の跡取りであるため将来の両親の生活支援を見据え、実家のすぐ近くである当該申出地を選定しました。面積は1筆で369㎡、東と西と北を畑、南を宅地に接しています。続いて番号3番について説明いたします。上殿町の●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は上殿町地内の鹿沼市消防本部から南東へ約750mに位置しています。利用予定者は申出人本人で、土地所有者の●●さんは申出人の父にあたります。申出人は現在、両親、妻、子ども達と実家に暮らしていますが、子どもの成長と共に手狭となることや、将来の両親の生活支援を見据え、実家に隣接する当該申出地を選定しました。面積は3筆で350㎡、東と北を宅地、南を畑、西を田に接しています。続いて番号4番について説明いたします。上石川の●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は南上野町地内の鹿沼市立みなみ小学校から東へ約1kmに位置しています。利用予定者は申出人本人で、土地所有者の●●さんは申出人の父にあたります。申出人は現在、父の実家に暮らしていますが、結婚の予定があり手狭となることから、父親の所有地の中から当該申出地を選定しました。申出地は2筆で499.14㎡、東と南と北を畑、西を宅地に接しています。続いて番号5番について説明いたします。中粕尾の●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は中粕尾地内の粕尾コミュニティセンターから南へ約1kmに位置しています。利用予定者は申出人本人です。申出人は中粕尾地内で祖母、妻、子どもたち家族と同居しています。現在の住宅は築100年以上経過する建物で老朽化が著しくリフォームが困難であり、また取水の不便さなどからも妻、子どもとの移転を検討していました。そんな中、現在の家からそれほど離れておらず、すぐ隣は県道が開通し利便性が高いことなどから当該申出地を選定しました。面積は1筆で606㎡、東を宅地、西を畑、南と北を田に接しています。続いて番号6番について説明いたします。上永野の●●さん申出の一般住宅敷地です。場所は上永野地内の鹿沼市立永野小学校から東へ約250mに位置しています。利用予定者は申出人本人で、所有者の●●さんは申出人の祖母にあたります。申出人は申出地に隣接する敷地にて妻と子ども3人と同居していますが、建物の老朽化と子どもの成長に伴い手狭となり、住宅建築のため、当該申出地を選定しました。面積は2筆で499.89㎡、東と北を宅地、南と西を畑に接しています。いずれの案件につきましても、選定経過から他に代替地も無く、周辺農地に与える影響も少ないため農振除外はやむを得ないと思われま。以上で鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について、農政課からの説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番、見野の件は、見野の●●さんが農家住宅敷地拡張のための除外申請です。始末書付きとはなりますが周囲の状況から見て問題ありませんので、ご承認をお願いします。

◎荻原俊彦委員 2番、加園の件ですが、一般住宅用地への転用のための農振除外申請です。申請人の●●さんは義久さんの息子で、現在宇都宮市に住んでいますが住宅を新築した後加

園に戻ってきて、将来は両親の農業を受け継いでいくということです。周りの農地への影響も少ないと思います。ご承認をお願いします。

◎吉高伸 勇委員 3番、上殿町の件につきましては、父親である●●さんから息子の●●さんへの贈与による一般住宅への転用を予定しているもので、特段問題はありませぬのでよろしくをお願いします。

◎江俣伸一委員 4番、上石川の件は、●●さんの息子である●●さんの一般住宅で、農政課の報告のとおりですのでご承認をお願いします。

◎廣瀬 博委員 5番、中粕尾の件について報告いたします。面積は606㎡で近隣の●●さんが所有しておりまして、それを●●さんが住宅敷地として買い受けるものです。場所は県道15号線にある粕尾郵便局から南へ約200m下ったところですが、県道の付替工事がされておりまして、その新道の北側になります。周囲は住宅もありまた耕作放棄地状態の農地もあり、そういうことから問題はないと思います。新道の南側は優良農地が広がっておりますが北側であれば問題ないと思います。ご承認をお願いします。

◎大森用子委員 6番、上永野の●●さんは●●さんの孫になります。現在お子さんが3人おりまして5人家族です。今の家が非常に手狭となりましたので新しく家を建てるということです。農用区域以外の土地は近くにありません。周囲の農業者の農地利用に支障は無く、また周辺への悪影響もありませんのでよろしくをお願いします。

◎議長は、議案第4号について質問、意見を求めた。

◎鈴木克男委員 参考までにお聞きしたい。1番は住宅敷地拡張とのことですが今までの敷地面積はどれくらいあったのでしょうか。今回約360㎡増やすということですが、2番は新規で369㎡です。どういう状況なのかをお聞かせ願いたい。また、面積の制限などはあるのでしょうか。

◎事務局（星野主査） 1番について元々の敷地面積は495㎡です。始末書付きということですが、実質的に既に宅地を広げてしまった。木を植えて屋敷林のようにしてしまったので、その部分を是正するような内容で今回その面積を除外するというものです。面積制限につきましては、都市計画法上では制限はありません。

◎議長は、他に質問、意見を求めたが、質問や意見は無かったため、1番から6番について異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時3分

閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和4年7月26日

議 長

署名委員

署名委員
